

平成 17 年 10 月 25 日

山田委員に対する反論 (修文意見)

岡 村 勲

【岡村意見】

(結論)

山田委員は後記の通り修文意見を述べるが、このような意見は、言葉尻を捉えた無意味な主張であり、その結果、基本法の精神を形骸化させるものであるから、強く反対する。原案通りとすべきである。

(理由)

後記で山田委員の修文案を引用する通り、同委員によれば、「公的弁護制度導入について諸処の条件を設定しており、導入につき消極的と解されなくもないので」と削除(赤字の線)の理由を述べる。しかし、それは表向きの理由に過ぎないことは、今までの同委員の検討会での発言を見れば明らかである。削除を求める真の理由は、附帯私訴及び訴訟参加の導入の方向性を少しでも薄めようという趣旨に他ならない。

そもそも公的弁護制度が必要とされる分野は、被害者補償はもとより、「損害賠償請求の適切・円滑な実現を図るための諸施策及び刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための諸施策」にあることは言うまでもないところである。もし、このような諸施策のための公的弁護制度という当該文言を削除してしまったら、山田委員の修文案では、「給付金の支給の分野においてのみ」に公的弁護制度が限定され、かえって山田委員の言うところの「諸処の条件を設定」し、「公的弁護制度導入につき消極的と解されなくもない」ことになってしまう。これでは、一方で、条件設定をすべきではないと述べつつ、他方で、ご自身の修文案により給付金だけに条件を限定していることになる。明らかに自己矛盾である。

これに対し、原案では、公的弁護制度が必要とされる典型的な場合について例示として、

損害賠償請求の適切・円滑な実現を図るための諸施

刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための諸施策

犯罪被害者等の経済的負担軽減のための諸施策

を掲げているのであるから、公的弁護制度が必要とされる理由がより一層明確になり、その結果、国民に開示する基本計画検討会案として極めて分かり易くなる。

このような典型的な場合について分かり易く例示として掲げることによって、「諸処の条件を設定し、公的弁護制度導入につき消極的と解されなくもない」と危惧する国民は誰もいない。第8回検討会で法務省が、誤解されるなどと述べて言葉尻を捉えた修文案を提示し、これを咎められたことを想起すべである。

よって、原案通りとすべきである。

【山田委員意見】

２．「第３ 刑事手続への関与の拡充への取組」

(~~7~~10) 公費による弁護士選任の是非に関する検討

公的弁護人制度の導入については、現行及び今後実施する損害賠償請求の適切・円滑な実現を図るための諸施策及び刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための諸施策並びに犯罪被害者等の経済的負担軽減のための諸施策を踏まえ、更に必要かつ相当であるかを検討することとし、具体的には、給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第１３条関係）に関して設置する検討の~~ための~~会において、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿や財源と併せて検討する。【内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省】

【意見】

以下のとおり修正すべきである（青字部分）。

「(~~7~~10) 公費による弁護士選任の是非に関する検討

公的弁護人制度の導入については、~~現行及び今後実施する損害賠償請求の適切・円滑な実現を図るための諸施策及び刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための諸施策並びに犯罪被害者等の経済的負担軽減のための諸施策を踏まえ、更に必要かつ相当であるかを検討することとし、具体的には、~~給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第１３条関係）に関して設置する検討の~~ための~~会において、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿や財源と併せて検討する。【内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省】」

【理由】

原案は公的弁護制度導入について諸処の条件を設定しており、導入につき消極的と解されなくもないので、「犯罪被害者等基本計画案（１）（事務局案）」の６頁「（３）公費による弁護士選任、国による損害賠償費用の補償等の是非に関する検討」のように、端的に「公的弁護人制度の導入については、給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第１３条関係）設置する検討のための会において……検討する」とすべきである。

以　上

平成 17 年 10 月 25 日

検察審査会の決議の拘束力

岡村意見書

平成 17 年 10 月 25 日付法務省の「第 9 回犯罪被害者等基本計画検討会における検討課題について」(以下「法務省意見書」という。)における【第 3 刑事手への関与拡充への取組】【1. 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するため制度の整備等】に関する意見

第 1 【(1) 検察審査会に起訴議決に拘束力を認める制度の運営への協力】における「起訴相当が 1 回で起訴すべき」との意見に対する回答部分(法務省意見書 16 頁)についての反論

法務省は、平成 16 年改正検察審査法(以下「平成 16 年改正法」という。)は、本来的な公訴官である検察官に再考の機会を与えることにしたこと、検察審査会の公訴提起の判断がより適正なものとなることを期待できるとの理由から、検察審査会の第 1 段階の議決に拘束力を認めるのは相当でないとする。

しかし、単に平成 16 年改正法の立法趣旨を引用し、検察審査会の 1 回の起訴相当の議決に拘束力を認めるべきとの見解を排斥することはできない。

そもそも、検察官が本来的な公訴官であることは当然として、公訴権行使が不適切な場合に検察審査会の起訴相当の意見が出されているのであり、本来的な公訴官であることを理由に再考の機会を付与する必要はなく、また、1 回の起訴相当の議決で検察官が自発的に再考すれば足り、法律で 2 回の起訴相当の議決を要求する必要性は皆無で

ある。

さらに、検察審査会の２段階で判断することで判断がより適正なものとなるとの理由は実証的な根拠はない。１回でも十分に適正な判断ができるように制度構築すれば足り、現行制度は当然そのように構築されている。２段階の判断は、屋上屋を重ねるだけである。

したがって、パブリックコメントにもあるように、検察審査会での１回の起訴相当の議決に拘束力を認めるべきである。

第 3 刑事手続への関与拡充への取組

1. 刑事に関する手続への参加の機会を確保するための制度の整備等 〔現状認識〕に対する修文意見

岡村意見書

■ 内閣府意見

「・・・・・・・・。しかしながら、犯罪被害者等からは、刑事に関する手続及び少年保護事件の調査審判の手続に関し、依然として一層の情報提供と参加の機会の拡充等を求める要望が寄せられており、現状について、「事件の当事者」にふさわしい扱いを受けていないとして、犯罪被害者等は証拠として扱われているに過ぎないと批判する意見もある。」

□ 岡村意見

【結論】

次のように修正すべきである。

「・・・・・・・・。しかしながら、被害者の刑事手続上の権利はきわめて不十分な状況にある。また、現行法においては、被害者は事件の当事者であっても、刑事手続の当事者としての地位までは認めておらず、単なる証拠として扱っているに過ぎない。そのため、犯罪被害者等から、刑事に関する手続及び少年保護事件の調査・審判の手続に関し、一層の情報提供と参加を権利として認めるよう要望する声が多い。」

【理由】

1 事件の当事者に相応しい扱いを受けてないことについて

現行刑事訴訟法は、当事者は検察官と被告人であり、被害者は証拠の一つに過ぎないという建前で作られている。さらに、裁判の運用も、刑事司法は公の秩序維持のためのもので、被害者のためのものではない、というのがわが国の司法の実情である。

このことは、捜査、公判と進むにつれてだんだんと犯罪被害者に分かってくる。頼りにしていた捜査官から十分な事件の情報は貰えず、報道機関から知られることも少なくない。起訴、不起訴について意見を述べる権利も無く、最近までは、送検や起訴の事実や公判の期日まで知らされず、知らないうちに裁判が終わっていたというケースも多かった。公判段階に入っても、起訴状、冒頭陳述書、証拠カード、論告要旨、弁論要旨、判決書も貰えない。傍聴席は報道機関の後列に座られることも多く、加害者の関係者と混在して座られることもある。現場写真や実況見分調書、証拠類は傍聴席には廻ってこないし、供述調書も要旨だけしか朗読されないこともあるから本当のところは分からない。甲号証、乙号証などの専門用語が飛びかって専門家でも混乱する。加害者が平気で嘘をつき、被害者の名誉を傷つけても、傍聴席の被害者は腹の煮えくり返る思いがするが反論できない。「違います」と2回叫んだだけで退廷させられた被害者もいる。「マイクの音量を高くしてくれ」と頼んだ被害者は「傍聴席に聞かせるために裁判しているのではない」と一蹴された。

捜査、公判が被害者のために存在するのではないとするわが国の刑事司法は、その当然の帰結として被害者を刑事手続きから排除してしまっている。何の法的地位も権利も与えず、刑事裁判は加害者、弁護人、検察官、裁判官だけで行われ、犯罪の最大の利害関係人であり、事件の当事者である被害者を完全に蚊帳の外に置き、利用するだけ利用し、被害者等のために捜査、裁判しているのではない、被害者等は証拠品だとするというのが現在の刑事司法である。

平成12年の改正で認められるようになった意見陳述制度にしても、裁判所の裁量で認められているものにすぎず、また証拠にすることができないという限界がある。少年法の家裁による被害者への意見聴取も同様に、裁判所が裁量で聴取するという制度であって（配慮規程）、被害者の権利として認められている訳ではない。各種通知制度も、通知の対象事項がかなり限定されている。例えば、検察庁で行われている被害者等通知制度は、事件の処理結果や公判期日、裁判結果などが通知されるにすぎない。

いわんや、被害者に質問権、反論権、証拠提出権など、刑事裁判に直接に関わる権利は何ら認められていない。

よって、「現状について、『事件の当事者』にふさわしい扱いを受けていないとして、犯罪被害者等は証拠として扱われているに過ぎないと批判する意見もある。」のではなく、「事件の当事者」に相応しい扱いを受けていないのが実情である現状を正面から明確にすべきである。

2 国民の声について

法務省はその意見で、「犯罪被害者等が刑事裁判手続に直接関与することやその関与のあり方・方法については、賛否両論の様々な意見があることがうかがえる。」とし（法務省平成17年10月25日付意見書18p）あたかも、賛成意見と反対意

見が拮抗しているかのようなとらえ方をしている。

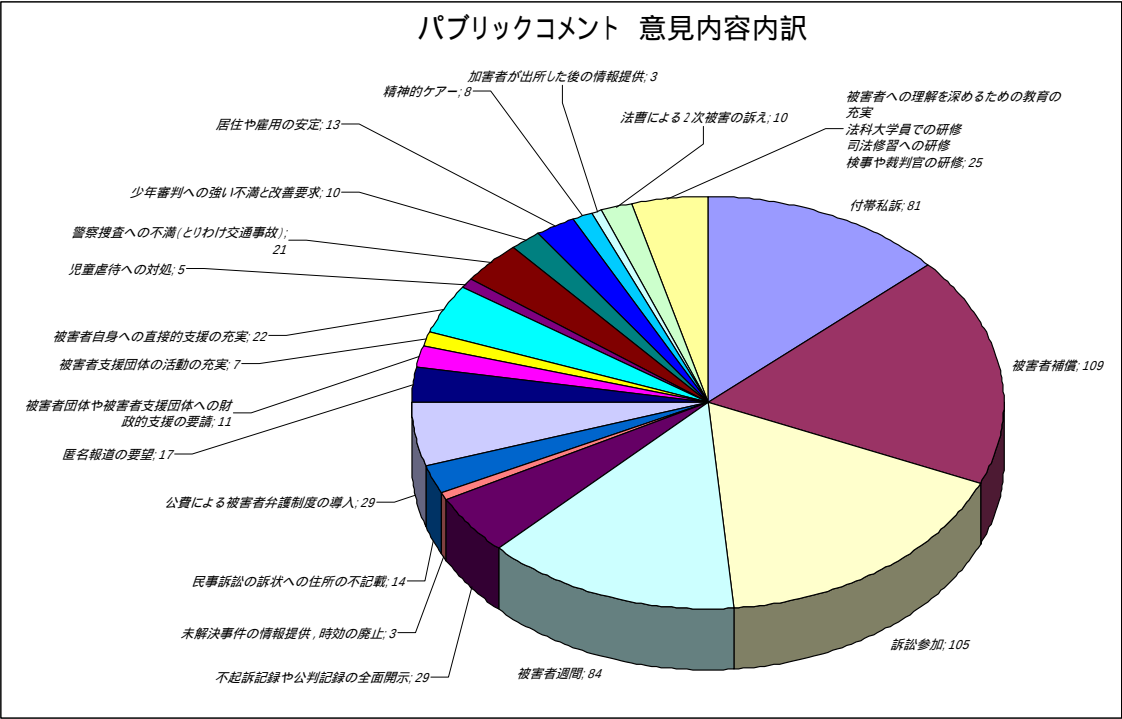
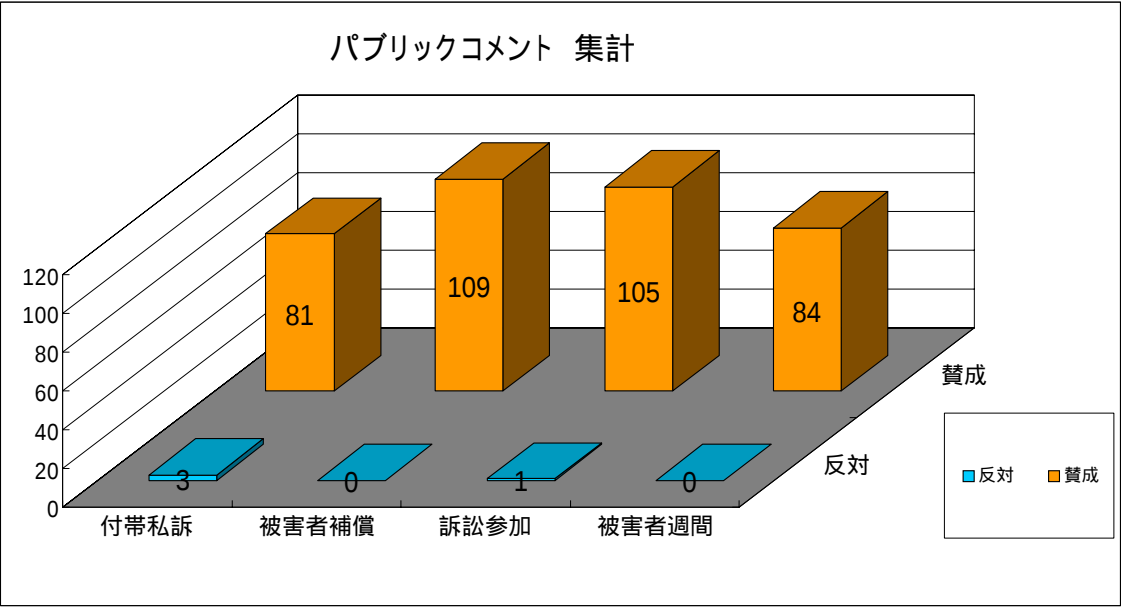
しかしながら、パブリックコメントの集計を見るとおり（別紙）、圧倒的多数の被害者は公訴参加制度の導入を求めており、これに慎重ないし反対する意見はきわめて少数である。法務省の意見は、１つでも反論があれば、賛否両論しているかのようなとらえ方であり、現実を正しく把握していない。

今回、平成１７年８月１２日から９月５日までのわずか約３週間で、Ｅメールにより２０１件、ＦＡＸ、手紙等の文書により９３件、合計２９４件のパブリックコメントが寄せられた。そのうち、犯罪被害者対策基本法の重要な柱である、付帯私訴 被害者補償 訴訟参加 被害者週間については、それぞれ ８１件 １０９件 １０５件 ８４件の積極的賛成意見が提出された。

これに対し明確な反対意見は、上記基本政策 ～ に対しては、１件 １件のみであり、慎重に検討する意見が ２件だけであった。

今回のパブリックコメント提出者は、被害者及びその関係者に限定されておらず、今回の集計は、国民全体が、公訴参加などを積極的に望んでいることを如実に表す結果となった。つまり、公訴参加は、国民全体の要望であり、現在に至るまで、同制度に消極的態度を示している各関係省庁及び日弁連の意見は、国民の声に著しく反している。

よって、「犯罪被害者等からは、刑事に関する手続及び少年保護事件の調査審判の手続に関し、依然として一層の情報提供と参加の機会の拡充等を求める要望が寄せられており」ではなく、端的に「犯罪被害者等から、刑事に関する手続及び少年保護事件の調査・審判の手続に関し、一層の情報提供と参加を権利として認めるよう要望する声が多い。」とすべきである。



平成 17 年 10 月 25 日

第 3 刑事手続への関与拡充への取組

1. 刑事に関する手続への参加の機会を確保するための制度の整備等 [今後講じていく施策]

岡村意見書

(3) 公判記録の閲覧・謄写の範囲拡大に向けた検討と施策の実施等
= 犯罪被害者等基本計画案試案 (第 9 回検討会用事務局案) ・ 17 頁 =

【結論】

アについては、【骨子】の記載の通りであるのでこれをさらに変更する必要はない。

ただし、「範囲を拡大する方向での検討」においては、基本法が制定されたという新しい状況下での検討であることから、閲覧謄写を犯罪被害者等の権利として法文上明らかにするための、刑事訴訟法改正などを含めて検討の課題とするべきである。単に現行法の運用だけにとどまるものではない。

イについては、【骨子】において 12 条関係で掲げていたものを、18 条関係中にも位置づけたものであり、事務局案の通りで異論はない。

上記アでは法改正をも含めた抜本的な改善を検討しながら、同時に、イにおいて現行法で認められた範囲についても、最大限犯罪被害者等のために生かそうというものである。

【理由】

1 国民の圧倒的多数が公判記録の閲覧謄写を求めている

公判記録の閲覧謄写を被害者等の権利として定め、被告人・弁護人との関係において不公平にならないように認めるべきであることについては、第4回検討会への岡村勲意見書の「検討課題 第2 - 1 (33 頁以下)」において、詳しく述べたとおりである。

今回行われた[骨子]に対するパブリックコメントの募集では、賛成意見29 反対意見3 という結果がでており (第8回検討会への岡村勲意見添付のパブリックコメント集計一覧表参照)、多くの国民の意見も岡村意見と同様であることが明らかとなっている。従って、犯罪被害者等に権利を認めた基本法に基づく施策として、上記のとおり法改正を含めた抜本的改善を検討するべきである。

2 山田委員の意見について

(1) これについて、山田委員の意見では、被害者等が十分な情報を得る機会を確保することを述べてはいるが、その対象を検察官の訴追および訴訟活動に限定しており、被告人その他の関係者のプライバシーが不当に侵害されたり、防御権や弁護権が不当に侵害されることが無いように検討すべきであること、を述べている。

(2) しかし、被害者等の公判記録の閲覧謄写権の検討に当たって、その対象を検察官の訴追および訴訟活動のみに限定するべきではない。被告人・弁護人が検察官の訴訟活動に対してどのような主張立証をするのか、被害者等にとっては自分の事件の真相を知るためにも、また損害賠償請求をするためにも、これらを含めてすべての公判記録を閲覧謄写することは必要不可欠である。また、公判の審理の実際からいっても、検察側の尋問と弁護側の尋問は交互に行われ、証拠の提出など立証行為も相互に関連づけられながら双方の訴訟活動が展開されるものであるから、閲覧謄写権の対象を検察官の活動のみに限定すべき合理的根拠はない。

(3) 被告人その他の関係者のプライバシーが不当に侵害されることがないように、との意見については、一般論としては当然のことである。むしろ、刑事裁判手続きによってプライバシーや尊厳が不当に侵害され二次被害を受けきたのは、刑事裁判手続きから蚊帳の外におかれてきた被害者等のほうであることは周知の事実である。その典型である強姦など性被害事件の例を想起すれば明らかである。ここでの問題はそうした刑事裁判にともなって生ずるプライバシー侵害のおそれに関する一般論のことではないはずである。

当該事件の被害者等が、公判記録の閲覧謄写権を認められたからといって、特別に、被告人その他の関係者のプライバシーの不当な侵害のおそれが生ずることがあるのであろうか。そもそも、公判記録はすべて公開の法廷で取り調べられた資料である。被害者等はもちろん報道関係者が多数傍聴する面前で取り調べられたものなのである。それを、事件の当事者である被害者等が証拠等資料の内容を詳しく知り自らその真偽を確かめ、また、加害者への損害賠償請求をするために、閲覧謄写したからといって、特別に、プライバシーの不当な侵害が生ずることはほとんどあり得ないことである。ごくごく例外的にそうした不祥事が起きたとしても、それはあらゆる制度に共通しておきる逸脱乱用の例の類であって、今、被害者等の閲覧謄写の権利を検討するにあたって特別な問題として扱うべきではない。

(4) 被告人・弁護人の防御権、弁護権の不当な侵害のおそれ、という点についても上記(3)で述べたとおり、すでに公開の法廷で取り調べられた記録の閲覧謄写であり、防御権、弁護権をあらたに侵害するおそれはあり得ない。従って、この点についても被害者等の閲覧謄写の権利を検討するにあたって特別な問題として扱うべきではない。

3 法務省の意見について

(第 9 回犯罪被害者等基本計画検討会のける検討課題について・19頁)

(1) 法務省は、公判記録閲覧謄写の範囲の拡大について、 関係人の名誉若しくは生活の平穩を害し、又は捜査若しくは公判に支障を生じさせるおそれがある、 今回寄せられた意見においても、関係者のプライバシー並びに被告人、弁護人の弁護権を不当に侵害することのないように配慮すべきであるとの意見が出されている、ことを述べている。

(2) 関係人の名誉若しくは平穩を害するおそれ、という点については、上記山田意見への反論の箇所でのべたとおり、刑事裁判が公開の法廷で審理されることにより、被害者等も含め関係人の名誉若しくは平穩が害されるおそれがあることは一般論としてはその通りである。被害者等は長年にわたりその二次被害に苦しめられてきた。しかし、その公開の法廷ですでに取り調べられた証拠等の資料を事件の当事者である被害者等が閲覧謄写したことにより、その閲覧謄写によって特別な名誉・平穩の侵害が新たに発生するという事はない。この点を被告人・弁護人の閲覧・謄写と区別して特別な扱いをすべきではない。

(3) 捜査若しくは公判に支障を生じさせる。という点については、そもそも、加害者を処罰するために、全くの無権利状態のまま捜査や公判に協力させられてきたのは、被害者等の方である。最愛の家族を殺されたり、不慮にされたり、辱めを受け人生を奪われたりしながらも、刑事司法手続きの適正な運営のために協力してきたのである。国は社会秩序の維持のために、捜査や公判に協力してきた被害者等にまずもって感謝の意を表すべきではなかろうか。その協力者である被害者等が、すでに公開の法廷で取り調べられた資料を閲覧、謄写したからといって、新たに捜査や公判を妨害することがおきるのでしょうか。被告人・弁護人に認められた閲覧、謄写と区別して、特別に捜査、公判への妨害を論ずる必要があるのでしょうか。

もし、被害者等が真実を公判資料に基づいて詳しく知ることが捜査、公判の支障となるというのであれば、被害者等は捜査、公判への協力をする必要はない。公判記録閲覧謄写権の検討に当たり、被害者等だけを取りあ

げて、捜査公判への支障を理由にその範囲を制限するというのであれば、法務省のこのような意見には反対である。

(4) 今回のパブリックコメント募集で寄せられた意見の中に、関係者のプライバシー並びに被告人・弁護人の防御権、弁護権を不当に侵害するおそれがあるとの意見がある、という点について。

パブリックコメントの公判記録、不起訴記録の閲覧謄写に関する集計結果では、上記の通り、賛成意見 29 に対し反対意見 3 にすぎない。圧倒的多くの人びとは犯罪被害者等の閲覧謄写の権利を当然と考えていることが明らかとなっている。このことを法務省は重視すべきではなかろうか。

そして、法務省が指摘している侵害のおそれについての意見は、上記山田委員の意見と同じ内容であり、これについては、上記山田委員の意見の項で詳しく述べたとおりである。

(17) 不起訴事案に関する適切な情報提供

= 犯罪被害者等基本計画案試案 (第 9 回検討会用事務局案) ・ 21 頁 =

【結論と理由】

アおよびイのいずれも「骨子」の文章どおりである。

この内容は、現状での弾力的運用から一步も踏み出すものとはなっていない。犯罪被害者等の不起訴記録の閲覧謄写について新たな制度的検討を進めようというものではない。

これについては、第 4 回検討会への岡村意見検討課題 不起訴事案に関する情報提供の項 (32 頁以下) において、関係者のプライバシー侵害にも配慮して詳しい理由を付して次のような提案をした。

「犯罪被害者等に対し、全ての不起訴記録の閲覧謄写を権利として認める制度を創設すること。ただし、供述調書等プライバシー侵害のおそれがある

時は、代理人弁護士を介し、且つ裁判所に審査させるものとする。」

公判記録の閲覧謄写とことなり、不起訴であることから特別に慎重なしなければならないことは法務省などから指摘されるとおりである。

法務省は第9回検討会への意見（25頁）において、刑訴法第47条の解釈とその弾力的運用について今後ともその適切な運用に努めていく旨をのべている。確かに、現行の刑訴法を前提とすればその運用に限界がある。

しかし、被害者自身の供述調書も含め供述が関係する多くの証拠についてほとんど被害者等が閲覧謄写することができないというのも、極端すぎる制限である。検察審査会への申立や意見の提出あるいは、新たな証拠の発見と提出などを始め、損害賠償訴訟においても、供述証拠を必要とする場合は少なくない。裁判所の審査を関与させるなど、弊害の発生を防止する対策を講じながら、現状の刑訴法47条よりも前進した、被害者等の閲覧謄写の権利を少しでも広げるための新たな制度の検討をすることは決して不可能ではないはずである。この点について今一度検討会での再考を切望する次第である。

平成 17 年 10 月 25 日

**久保委員及び新聞協会の意見書に対する意見
(実名報道についての修文意見)**

岡村意見書

【 結 論 】

犯罪被害者等基本計画案(骨子) の第 2 の 2 . 安全の確保(基本法 15 条関係)(2) 犯罪被害者等に関する情報の保護「エ」項について、以下の通り修正すべきである。

「警察による被害者の実名発表、匿名発表については、被害者等の意思にかからしめるよう配慮していく。」

【 理 由 】

久保委員と新聞協会の意見は、多少ニュアンスの違いがあっても同趣旨であるから、纏めて反論を書く。

新聞協会意見書は、被害者の実名発表につき警察が個別案件ごとに判断することに反対し、「実名のない被害者は、その存在さえ容易に確認できず、本人やその周辺からの取材もできない。確認できない事柄を無責任に報道することはできない。実名発表を求める理由はこれに尽きる」とする。つまるところは「被害者本人やその周辺を取材するため」に実名発表を要求しているのである。

その上で、両意見書は、公表された実名を、そのまま報道するか、匿名でするかは、報道機関が自主的に判断するとして、あたかも匿名で報道をすれば報道被害はおこらないかのように読めるが、そうであるならば大きな間違いだ。

被害者等が報道被害を受ける第１歩は、取材段階においてである。

重大事件においては、発生直後からマスメディアは、被害者宅に夜昼かまわず殺到し、通夜や葬儀はもちろん死者を悼む余裕すら与えない。被害者等は生活を破壊されるのみならず、取材に苦しめられた近隣住民に詫びて回らざるを得ないこともある。犯罪によって被害を受けた上に、なぜこのような２次被害を受けなければならないのかという怒りが、被害者等にこみ上げてくるのだ。

この状況を是正しようとした人権擁護法案は、犯罪被害者等が拒否しているにもかかわらず継続反復しておこなう不当な取材行為を禁止する規定を置いた。これは報道機関に限らず、人間として常識的な定めだったが、報道機関はこれについてさえ反対し、自主規制でやるべきだと主張した。しかし４年経た今日でも、自主規制なるものは実現していない。

被害者等が、被害者等の同意なくして警察が実名発表することに反対するのは、新聞協会の意見書がいう「実名発表を求めるのは、本人や周辺から取材することに尽きる」という、その恐ろしさの故である。

両意見書は、被害者等の実名は、この社会で起きた事実の核をなす情報だとする。間違いである。尼崎列車事故の核は、列車事体の脱線転覆であり、乗客の氏名ではない。路上生活者の殺人事件では、路上での殺人という事実自体が、事件の核であり、被害者の氏名ではない。そうでなければ被害者が氏名不詳者のときは、事件の核がないことになる。

犯罪被害者等基本法は、この現実を正面から受け止めて、犯罪被害者等の個人情報の適切な取り扱いの確保等必要な施策を、国の責務として義務づけたのである（１５条）。

両意見書では、「マスコミは、国民の知る権利」に奉仕する使命を有する」「被害者対策と国民の知る権利という異なる公益にまたがる問題」というが、ならば、被害者等は、国民に知られる義務、マスコミ攻勢を受任する義務がある、というのか。公益のために泣けというのか。取材や報道が民主主義社会を支えるもの

として重要な存在であることを認めるのにやぶさかではないが、被害者等を泣かせることによって成立する「国民の知る権利」「民主主義」なら、被害者等はそんなものはいらない。

取材による被害をなくすには、警察が被害者等の実名をマスメディアに「発表」すること自体を、被害者等の意思にかからしめる外はない。

被害者等の実名の発表を被害者等の意思にかからしめても、なんら真実を知らせるための取材や報道の自由が不当に制限されることはない。事件直後の被害者は混乱し、警察の取調べ等に対応するので精一杯であり、この時期に被害者から取材しても、正しい情報は得られないからだ。

被害者等も、ある時期が来れば、メディアに聞いて貰いたい、社会に訴えたい、と思う気になるときがある。なぜそのときまで待てないのか。「社会が一体となって事件の背景にある原因を考え、再発防止に向けて取り組む」のは、それからでも遅くはない。

事件直後を「賞味期限」として押しかけることは、社会の木鐸のすることではない。

取材について報道機関の自主規制が未だできていないことは先に述べたが、もともと人間は自分の手で自分を縛ることはできない弱い存在なのだ。仮に自主規制ができて、視聴率、発行部数を気にし、他社を出し抜くことに全力を挙げるマスコミが、規制を守ることは容易でない。さらにいえば、新聞協会が自主規制を作成したとしても、これに拘束されない人たちが、大勢いるということだ。

報道による被害については、他にも誤報、プライバシー侵害、人格権、尊厳の毀損といい大きな問題があることは、すでにしばしば指摘してきたことだが、ここでは警察発表の実名、匿名についての議論だから省略する。

平成17年10月25日

少年法について

岡村意見書

【10月25日付法務省検討課題（資料12）について】

p30（16）

○「加害者がどのように矯正教育を受け、・・・」について

少年保護事件においては、少年に人格の可塑性があり、更生可能性があるとの理由で、刑罰ではなく保護処分が採用されている。それならば、被害者にとっては、加害少年が更生したかどうかは重要な情報である。更生できるとされたからこそ刑務所ではなく少年院送致となり、保護・教育をうけたのであるから、被害者には加害少年がどの程度に更生したかを確認し、かつその更生を見届ける権利がある。被害者が希望する場合には、少年院在院中の加害少年の状況を通知し、それを前提に仮退院の時期を知らせ、仮退院についての被害者の意見を聞き、かつそれを仮退院や処遇に実際に反映させる制度作りが必要である。加害少年の仮退院は事件後2年程度という短期間になされることが多く、被害者から見ればお礼参り等の不安や恐怖感を伴うものである。仮退院の許否・時期については、当事者である被害者の意見を聞き、その判断に反映させ、可能な限りその不安を除去するための措置をとった上で、決定されるべきである。

p31

○神戸児童殺傷事件において・・・」について

仮退院の時期や矯正教育の内容については、通知を希望するすべての被害者に通知すべきである。その方向で、要件や内容・基準について法令で定めることには賛成である。加害少年に関する情報提供については、被害者に対する場合と一般国民に対する場合とを明確に区別する必要がある。被害者も知り得た加害少年に関す

る情報を正当な理由なく外部に漏洩してはならないが、そのような規定を設ければ、被害者に情報提供したために、加害少年の更生が妨げられたり地域社会から排除されるという結果にはならない。被害者に対して情報を提供する際に、加害少年自身とその家族の承諾を必要とするという意見は、被害者と国民一般とを混同し、加害少年の利益のみを偏重し、被害者に対する理解や配慮を全く欠くものである。加害少年の更生のためにそのプライバシーを保護する必要があるという考えは、一般国民に対する関係でのみ理由があるにすぎない。さらに、加害少年の社会復帰前に、修復的司法の理念に基づく被害者と加害少年との関係修復がはかられるべきであるとの意見には反対する。被害者から見れば、加害少年との関係修復などということは到底ありえないが、そもそも加害者と会うことを希望していない被害者に加害少年と会うことを強制するような制度は修復的司法でもなく、加害少年側の都合の押しつけにすぎない。

【事務局案（資料１）】

p 18

（８）少年保護事件に関する意見の聴取等各種制度の周知徹底

被害者の意見聴取、記録の閲覧・謄写、審判結果の通知の各制度については、せっかく２０００年改正法で新たに設けられたのもかわらず、被害者が事件発覚後、捜査・審判の全課程を通じて誰からも（どの機関からも）その制度の告知を受けなかったために、全く行使できなかったというケースが多数ある。このような事態を防ぐために、検察官は、事件を家裁に送致する際、被害者に対して事件を家裁に送致したと家裁で被害者が行うことの出来る上記各制度について、個別に説明するか、書面で送付するべきである。警察や検察の窓口等にパンフレットを置く等の方法は、被害者に対する上記各制度の周知徹底という観点からは不十分であり、すべての被害者に個別に知らせる制度が必要である。

（９）少年保護事件に関する犯罪被害者等の意見・要望をふまえた制度の検討及び施策の実施

審判傍聴は、被害者が強く希望するところである。現在の制度では、被害者が

何も知らないうちに審判が行われ、加害少年は少年院に送致され、少年院を退院する。被害者は加害少年が事実と反する供述をしても、反論はおろか、加害少年が何を言ったのかさえ知ることができない。このようなあり方は、事件の事実認定にも大きな影響を与え、真実とかけ離れた事実認定が行われている危険を否定できない。厳格な事実認定は、被害者のためのみではなく、加害少年の更生のためにも不可欠のはずである。ところが、被害者の審判傍聴については、加害少年のプライバシーの保障、社会的烙印の回避、加害少年が萎縮して審判で自由に意見が述べられなくなる事態の回避という理由で反対する意見もある。しかし、被害者に事実認定の段階のみ傍聴を認め、要保護性の審理については退席させるなどの方法をとればプライバシー侵害はなくなるし、被害者が傍聴することで加害少年に社会的烙印がおされるという関係にはもとよりない。また、加害少年もその年齢や性格、事件内容、置かれている状況等により、その考えや立場は様々なのであって、一律に萎縮して意見が言えなくなると考える必要も理由もない。さらに仮に被害者が傍聴することで加害少年が萎縮するとしても、なぜ加害少年が萎縮するのかその理由を考える必要がある。萎縮は更生の第1歩なのである。したがって、被害者の傍聴に反対する意見には理由がない。現在でも規則29条の運用次第では裁判官の裁量により被害者の傍聴を認める余地があるが、被害者が希望する場合には、被害者の権利として傍聴ができ、さらに被害者が審判で加害少年に質問できる制度に法改正するべきである。